



鳥取県公報

平成 22 年 2 月 19 日 (金)
号外第 12 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（2）（障害福祉課）・・・ 3
- 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則（3）（医療政策課）・・・ 6

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、身体障害者手帳が交付される障害の範囲に肝臓の機能の障害が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 身体障害者手帳の交付の申請に添付する診断書・意見書の様式に、肝臓の機能障害の状態及び所見の項を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 国による看護師学校養成所の指定基準が改正されたため、これに適合するよう、教育内容等について所要の改正を行う。
- (2) 学校の管理運営の効率化を図るため、社会福祉士又は介護福祉士に係る既修得単位の認定方法の見直し、授業料の納付期限の統一その他所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 第2看護学科の教育内容、授業科目及び単位数を国による看護師学校養成所の指定基準に適合するものとする。
- (2) 社会福祉士又は介護福祉士に係る入学前の既修得単位の認定について、必要な事項は校長が別に定めることとする。
- (3) 月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料の納付期限を復学した日の属する月の翌月の末日まで（現行 復学の日から10日以内）とする。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前							
<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">身体障害者診断書・意見書</p> <p>総括表 （ 障害用 ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>（注）1 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」を添付してください。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3 略</u></td> </tr> </table>	略	（注）1 略	<u>2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」を添付してください。</u>	<u>3 略</u>	<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">身体障害者診断書・意見書</p> <p>総括表 （ 障害者 ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>（注）1 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2 略</u></td> </tr> </table>	略	（注）1 略	<u>2 略</u>
略								
（注）1 略								
<u>2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」を添付してください。</u>								
<u>3 略</u>								
略								
（注）1 略								
<u>2 略</u>								

第2条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号に次のように加える。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度				
	検査日（第1回）		検査日（第2回）	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・		なし・	
腹水	なし・軽度 中程度以上		なし・軽度 中程度以上	
	概ね	ℓ	概ね	ℓ
血清アルブミン値	g / dℓ		g / dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg / dℓ		mg / dℓ	

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

注1 90日以上180日以内の間隔において実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注2 点数は、Child-Pugh分類(肝機能障害の重症度分類)による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(・)	昏睡(以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8~3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0~3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。

注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1㍍以上を軽度、3㍍以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	・ x	・ x
改善の可能性のある積極的治療を実施	・ x	・ x

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度150µg/dℓ以上		有 ・ 無
検査日	年 月 日		
	血小板数50,000/mm ³ 以下		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	原発性肝がん治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無

症状に影響する病歴	確定診断日	年 月 日	有 ・ 無
	胃食道静脈瘤治療の既往		
	確定診断日	年 月 日	有 ・ 無
	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染		
日常生活活動の制限	最終確認日	年 月 日	有 ・ 無
	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある		
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある		有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある		
該当個数			個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無			有 ・ 無

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の鳥取県身体障害者福祉法施行細則(以下「新規則」という。)様式第3号を使用して行う新規則第5条の規定による診断書又は意見書の作成は、この規則の施行前においても行うことができる。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（入学前の既修得単位の認定）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校の看護学科に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位について、<u>別表第1に定める基礎分野の教育内容に相当するものとして校長が別に定めるものに該当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したものとして認定することができる。</u></p> <p>（授業料の納付）</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、<u>当該復学の日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。</u></p>	<p>（入学前の既修得単位の認定）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校の看護学科に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位（<u>社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。</u>）について、<u>学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したものとして認定することができる。</u></p> <p>（授業料の納付）</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、<u>当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。</u></p>

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を次のように改正する。

別表第1の(2)の項を次のように改める。

(2) 第2看護学科

教育内容、授業科目及び単位数

教育内容	科目名	単位数
------	-----	-----

基礎分野	科学的思考の基盤		教育学	1
			統計学	1
			コミュニケーション技法	2
			人間と環境	1
	人間と生活・社会の理解		社会学	1
			人権社会論	1
			人間関係論	1
			英会話	1
	小 計			9
	専門基礎	人体の構造と機能		解剖学
生理学				1
生化学				1
基礎分野	疾病の成り立ちと回復の促進		栄養学	1
			薬理学	1
			微生物学	1
			治療学	1
			病理学	1
			疾病学 消化器、内分泌、脳神経、運動器、母性疾患	1
			疾病学 呼吸器、循環器、腎臓、血液・造血器、小児疾患	1
			疾病学 精神疾患	1
	健康支援と社会保障制度		医療倫理	1
			保健医療論	1
			公衆衛生学	1
			関係法規	1
			社会福祉	1
小 計			16	
専門分野	基礎看護学		看護学概論	1
			基礎看護技術	1
			基礎看護技術	1
			基礎看護技術	1
			臨床看護総論	1
			看護研究の基礎	1
			看護研究の実践	1
			臨地実習	基礎看護学
	小 計			9
専門分野	成人看護学		成人看護学概論	1
			成人看護援助論 急性期・回復期	1
			成人看護援助論 慢性期・終末期	1
	老年看護学		老年看護学概論	1
			老年看護援助論 高齢者の看護技術	1
			老年看護援助論 健康課題に応じた看護	1
	小児看護学		小児看護学概論	1
			小児看護援助論 小児の看護技術	1
			小児看護援助論 健康段階に応じた看護	1

母性看護学	母性看護学概論		1	
	母性看護援助論	分娩・産褥・新生児	1	
	母性看護援助論	母性看護に必要な技術	1	
精神看護学	精神看護学概論		1	
	精神看護援助論	患者理解の方法	1	
	精神看護援助論	生活障害の援助	1	
臨地実習	成人看護学	成人看護学実習	2	
	老年看護学	高齢者健康課題看護実習	2	
	小児看護学	小児成長発達看護実習	1	
		小児健康課題看護実習	1	
	母性看護学	母性看護学実習	2	
	精神看護学	精神看護学実習	2	
小 計			25	
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護概論	1	
		在宅看護援助論	在宅看護の方法	1
		在宅看護援助論	在宅サービス	1
	看護の統合と実践	看護管理		1
		看護の統合と実践	日常生活援助と安全	1
		看護の統合と実践	診療の補助技術と安全	1
		看護の統合と実践	看護技術の総合	2
	臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習	2
		看護の統合と実践	統合実習	2
	小 計			12
合 計			71 (2,190)	

備考 ()内は時間数

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(以下「新規則」という。)別表第1の(2)の項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に鳥取県立倉吉総合看護専門学校(以下「学校」という。)の第2看護学科に入学する者(転入により第2学年に入学する者(以下「中途入学者」という。))を除く。)について適用し、施行日前に学校に在学している者及び中途入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 施行日の前日に学校の第2看護学科の第1学年に在学している者で第1学年において修得すべき単位を修得していないものに係る教育課程については、校長が別に定める。